

# 4

## 条例に盛り込む事柄案の概要（骨格図）

前文
<b>第1章 総則</b> 1. 目的 2. 定義 3. 責務
<b>第2章 子どもの権利の普及</b> 1. 広報及び普及 2. 子どもの権利の日 3. 学習等への支援
<b>第3章 子どもにとって大切な権利</b> 1. 安心して生きる権利 2. 自分らしく生きる権利 3. 豊かに育つ権利 4. 参加する権利
<b>第4章 生活の場における権利の保障</b> <b>第1節 家庭における権利の保障</b> 1. 保護者の役割 2. 虐待及び体罰の禁止等 <b>第2節 育ち学ぶ施設における権利の保障</b> 1. 施設関係者の役割 2. 開かれた施設づくり 3. いじめの防止 4. 虐待及び体罰の禁止等 5. 関係機関等との連携と研修 6. 事情等を聴く機会の設定 <b>第3節 地域における権利の保障</b> 1. 地域における市民及び事業者の役割 2. 地域における子どもの居場所 3. 地域における自然環境の保全 4. 安全で安心な地域 <b>第4節 参加・意見表明の機会の保障</b> 1. 子どもの参加等の促進 2. 市の施設に関する子どもの意見 3. 審議会等への子どもの参加 4. 子どもの視点に立った情報発信等 <b>第5節 子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障</b> 1. お互いの違いを認め尊重する社会の形成 <b>第6節 子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援</b> 1. 保護者への支援 2. 育ち学ぶ施設の職員への支援 3. 市民の地域での活動の支援
<b>第5章 子どもの権利の侵害からの救済</b> 1. 相談及び救済
<b>第6章 施策の推進</b> 1. 施策の推進 2. 推進計画
<b>第7章 子どもの権利の保障の検証</b> 1. 権利委員会の設置等 2. 答申等及び市の措置